

平成 29 年 2 月 13 日

## 還付金詐欺・振り込め詐欺被害防止のための キャッシュカード振込の一部利用制限について

名古屋銀行（頭取 中村 昌弘）は、この度、キャッシュカードによる ATM での振込に関し、一部のお客さまについて下記のとおり制限させていただくことといたしましたのでお知らせします。

全国的に振り込め詐欺が多発するなか、最近では、キャッシュカードでの振込みに不慣れな高齢のお客さまを ATM に誘導して預金を振り込ませる「還付金詐欺」が急増しております。

この度の利用制限は、こうした被害を防止し、お客さまの大切なご預金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 対象となるお客さま（以下の①と②の両方に該当するお客さま）

- ① 70 歳以上のお客さま
- ② 過去 3 年間、当行キャッシュカードを使った ATM での振込のご利用がないお客さま

#### 2. 利用制限の内容

上記に該当するお客さまのキャッシュカードの振込機能を停止させていただきます。

※キャッシュカードによる ATM での振込みができなくなります。

なお、キャッシュカードによるお預入れやお引出しは従来通りご利用いただけます。

#### 3. 利用制限実施日

平成 29 年 4 月 3 日（月）より

#### 4. そ の 他

- ・対象となるお客さまで、キャッシュカードによる ATM での振込取引をご希望される場合は、本・支店の窓口でお申し出ください。
- ・対象とならないお客さまでも、キャッシュカードの振込機能の停止をご希望される方は、本・支店の窓口へご相談ください。

以 上